

静岡県告示第113号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

平成29年2月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(2)のエの表スルガ銀行株式会社浜見平支店の項所在地の欄中「茅ヶ崎市浜見平町377番地」を「茅ヶ崎市浜見平3番1号」に改め、同表株式会社清水銀行由比支店の項所在地の欄中「静岡市清水区由比町屋原109番地」を「静岡市清水区由比町屋原175番地の1」に改める。

附 則

この告示は、平成29年3月1日から施行する。ただし、株式会社清水銀行由比支店に係る改正部分は平成29年3月13日から施行する。